

委員会提出議案第2号

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話は、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などで表現する、日本語とは異なる独自の語彙や文法体系を持つ言語として、聞こえる人たちの音声言語と同様に、ろう者のための情報の取得・利用、意思表示やコミュニケーションの手段となって大切に受け継がれてきました。

一方で、我が国では、長い間、聴覚に障害のある子どもたちに対する教育には口話法が用いられ、ろう学校等における手話の使用は大きな制約を受けてきました。

このような中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約第2条では、言語が「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、言語としての手話が国際的に認知されました。

こうした動きを受け、我が国においても、障害者の権利に関する条約の締結に向けて国内法の整備が進められ、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記しました。また、同法第22条では、「国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定しています。

このことから、手話が音声言語と対等な言語であることについて、広く国民の認識を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、自由に手話を使うことができ、さらには、手話を言語として普及・保存・研究することのできる環境を整えるための法制度の整備と拡充が必要であると考えます。

よって、国においては、以上の内容を踏まえた「手話言語法」を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 井上伸一